



ひとり親家庭へのご案内 ～児童扶養手当の現況届を 提出してください～

ひとり親家庭には、生活の安定と自立の促進、児童の福祉増進を図るため、児童扶養手当を支給しています。手当を受給するには、支給要件や所得制限があります。児童扶養手当の認定を受けている人は、毎年「現況届」を提出する必要があります。対象者には案内書を送付していますので、必ず提出してください。提出が無い場合、引き続き手当を受け取ることができなくなります。

令和6年度に実施した、定額減税しきれないと見込まれる人への給付金（当初調整給付）の給付額に不足が生じる人などに対して、不足額の給付を行います。

対象

①不足額給付1
令和6年分所得税および定額減税の実績額などの確定後、再算定した結果、本来給付すべき額と当初調整給付額との間に差額が生じた人

②不足額給付2
本人および扶養親族等として定額減税の対象外で、かつ令和5・6年度の低所得世帯向け給付金の対象世帯の世帯主や世帯員にも該当しなかった人



▲ ホームページ

また、児童扶養手当の認定を受けていない人で、所得や世帯状況に変更があった場合は、手当の対象となることがありますので、ご相談ください。所得制限など詳しくは、市のホームページをご覧ください。

提出期限 8月29日（金）
問合せ 子育て支援課
☎ 73・8021



▲ ホームページ

※詳細な要件については、ホームページをご覧ください。

給付額

①不足額給付1
当初調整給付の給付額の不足分（1万円単位に切り上げ）

②不足額給付2
原則、定額4万円（令和6年1月1日時点で国外居住者の場合は3万円）

申請方法
対象者には、8月下旬より順次案内文書をお送りします。

申請期限 10月31日（金）
問合せ あわら市調整給付金コールセンター
☎ 73・8044
※受付時間：平日9時～17時

ご存じですか？ 障がい者（児）に対する各種手当

特別障害者手当

20歳以上で、身体または精神に著しく重度の障がい（身体障害者手帳1、2級程度の障がいの重複または同等の疾病・精神障がい）があり、日常生活において常時特別な介護が必要な在宅の重度障がい者に支給します。

※病院などに継続して3カ月を超えて入院する場合は、受給資格がなくなります。

手当月額 2万9590円

手当月額（障がい児1人当たり）
・1級障がい児 5万6800円
・2級障がい児 3万7830円

障がい者やその養育者を対象に各種手当を支給しています。手当を受給するには障がいの程度や所得の要件などの条件を満たし、申請書などの提出が必要です。ご不明な点があれば、福祉課までご相談ください。

特別児童扶養手当
身体または精神に中度以上の障がい（身体障害者手帳1～3級および4級の一部、または療育手帳AもしくはBの一部）がある20歳未満の児童を養育している人に支給します。

※児童福祉施設などに入所している児童は対象となりません。

障害児福祉手当

20歳未満で、身体または精神に重度の障がい（身体障害者手帳1、2級および療育手帳A1程度）があり、日常生活において常時介護が必要な在宅の重度障がい児に支給します。

※児童福祉施設などに入所している児童は対象となりません。

手当月額 1万6100円

重症心身障害児（者）福祉手当

身体障害者手帳1、2級かつ療育手帳AまたはBの一部の人で、公的年金や特別障害者手当などを受給できない人に支給します。

手当月額 3000円

所得現況届の提出について

既に手当を受給している人は、毎年所得現況届の提出が必要です。手当月に提出期間が決まっていますので、忘れずに提出してください。

問合せ 福祉課
☎ 73・8020



▲ ホームページ

#何もしないともっと暑くなる

▲ 地域力創造アドバイザー
堅達 京子さん

今年の夏も暑いですね。6月の日本の平均気温は平年より2.34℃高く、明治時代に統計を取り始めてから最も高くなりました。このままでは、産業革命前からの気温上昇を1.5℃に抑えるという国際目標が達成できず、さらに暑くなり、熱中症の危険が増してしまいます。

こうした状況の中、国連ではこの夏、「#何もしないともっと暑くなる」というハッシュタグをつけてSNSに投稿することで、温暖化を食い止める行動をみんなで起こすキャンペーンを行っています。私たちマスメディアも参加しますが、一人ひとりができる「行動」は何だと思いますか？

実は、一番大事なのは「声を上げる」ことです。一人ひとりが現場から声を上げることで、企業や自治体、国も「地球温暖化対策」の重要性に気づき、対策をした人が得をする仕組みを作ることにつながります。

「#だから1・5℃」という合言葉で声を上げ始めた人たちもいます。写真左端に写っているのは、建設会社の会長さん。このままでは、暑すぎて屋外での建設工事ができなくなるという強い危機感を持っています。お隣は漁師、獲れる魚が変わってしまい困っています。農家も暑さで野菜やコメに大きなダメージを受けてい

ます。他にもJリーグの選手やスキープレーヤーがスポーツができなくなると訴え、健康への影響を心配する医師も参加し、脱炭素を進めようと声を上げました。

大事なのは、これを他人事にせず、それぞれの現場で「自分事」として考え、行動することです。暑すぎて子どもたちにプールや遊具で遊ばせられない…、物価高に気候変動が追い打ちをかけ、食料品がさらに値上がりしてしまう…この問題の入口は何でも構いません。「暑い、暑い！」と嘆くのではなく、その原因が気候変動にあると理解し、今行動を起こすことで、未来の暑さを少しでも緩和することができます。ぜひ、あわら市のみなさんも投稿してみてください。一緒にアクションを起こしていきましょう！



▶ 「#だから1・5℃」という合言葉で声を上げた人たち

SNS がきっかけ！消費者トラブルにあわないために

SNS*の利用の広がりにより、SNSの投稿やメッセージ、広告などがきっかけとなる消費者トラブルが年々増えています。相談事例とトラブル防止のためのポイントを紹介します。

※ SNS（ソーシャル・ネットワーク・サービス）：LINE、Instagram、X（旧Twitter）、Facebook など、メッセージ・画像・動画を投稿するコミュニケーションアプリ

SNS の広告がきっかけで…

- ・SNSの百貨店閉店セール広告を見て注文した格安のブランド財布が、偽物だった。
- ・SNSの広告を見てお試しの化粧クリームを購入したが、定期購入契約になっていた。

SNS で知り合った人とのやりとりや誘いがきっかけで…

- ・SNSで知り合った人に暗号資産の投資を勧められ、投資をしたが、残高を引き出せない。
- ・「短期間で収入が得られる」とのメッセージが届き、指定の試供品を注文。注文完了画面の画像を送ると報酬が得られる副業契約をしたが、高額な代金を支払ったものの、不審に感じている。
- ・SNSで知り合った海外在住の人から、退職金を受け取ってほしい、外国通貨を受け取るために輸送費を立て替えてほしいと言われ、お金を振り込んだが、受け取れない。

〈トラブル防止のためのポイント〉

- ・SNS上の広告は内容をよく確認しましょう。大幅な値引きや効果を大げさにうたう広告には特に注意を。注文時には、最終確認画面をスクリーンショットで保存しましょう。
- ・SNSで知り合った相手が信用できるか慎重に判断しましょう。「簡単に稼げる」「楽に儲かる」などの投稿やメッセージはうのみにしないようにしましょう。
- ・相手から身分証明書の送付や個人情報提供を求められても、安易に応じないようにしましょう。大きなトラブルに発展することがあります。



困ったときは一人で抱え込まず、消費者センターへご相談ください

問合せ 消費者センター ☎ 73-8017 ✉ seikatsu@city.awara.lg.jp

消費者ホットライン ☎ 188（局番なし）「泣き寝入りは、いやや（188）！」



消費者庁 消費者ホットライン 188
イメージキャラクター「イヤヤン」